

令和 6 年度 第 2 回アスリート委員会議事録

議事録作成者：委員長 阿久津貴史

1 日 時：令和 7 年 1 月 28 日（火）21 時～22 時

2 場 所：公益社団法人日本パワーリフティング協会 本部事務局
〒 678-0239 兵庫県赤穂市加里屋 98-16

3 出席者：【委員】阿久津貴史、丹羽弘典、下屋敷亘、長江由美子、山川太希、壺内怜帆、久保匡平、
(敬称略、以下同様)

※委員総数：9名、本日の出席委員 7 名

【陪席】福島政幸（担当理事）、松谷昌典（事務局長）、杉野浩生（次期学連代表）

委員の阿久津貴史、丹羽弘典、下屋敷亘、長江由美子、久保匡平、山川太希、壺内怜帆、杉野浩生はテレビ会議システム等を利用する事によりこの会議に出席し、決議・質疑を行った。

4 開 会 定刻、委員の阿久津貴史が、テレビ会議システム等により出席者の音声・映像の伝達がスムーズであり、質疑応答に支障がないこと、及び定足数を充足していることを確認したうえで、本委員会を開催する旨を述べ、議案の審議に入った。

5 議 長 委員の阿久津貴史が議長に立候補し、満場一致で承認された。議長より、議事録署名人として久保匡平が推薦され、満場一致で承認された。

6 議 事
第 1 号議案 コーチ 1 資格の負担軽減について

現場からコーチ 1 資格取得に関して金銭面、日程面、申し込み枠数の制限等から取得が難しく、令和 7 年度への取得が間に合っていない選手が多いこと、また取得自体のハードルが非常に高いという意見が寄せられていることに関して意見交換が行われた。その他にも現場では、昨年 12 月の取得に間に合わないため、海外にまで代替資格を取得しにいった方がいること、取得会場から遠方の学生選手がアルバイトをして交通費と宿代まで捻出して取得した現状などが報告された。

担当理事福島より 1 月 7 日に開催された JPA 理事会においてコーチ 1 資格についてすでに上記の状況を鑑み、今後は資格取得を「推奨」することとし、資格を取得していない人間がセコンドにつくことに関して罰則がないことが説明された。

また陪席 JPA 松谷事務局長より補足説明が行われた。1 月 7 日に開催された理事会議事録第 15 号議案が紹介され、国民スポーツ大会とスポーツマスターズ大会に関しては資格取得が必須であること、令和 12 年度には完全実施が求められているので今後も取

得が必要な流れであることに変わりはないこと、国際大会に出場する場合、国際大会コーチはナショナルコーチの資格が必要なので、日本ではコーチ 1 をナショナルコーチにあてることが説明された。またコーチ 1 資格取得を必須とした経緯に関して以下の説明があった。令和 5 年からコーチ 1 の取得の話が出てきた。令和 7 年全国大会からから必須が求められて推進することになった。IPF もセコンドは全員が資格必要という動きだったので、足並みを合わせた。セコンドも全員必須としたのは、アップ場でプレートの付け替えをする人とセコンドの区別が難しいことからアップ場に入る全員を対象としてきた。意見交換の末、今後は取得に関して推奨に移行することについて JPA から現場への丁寧な説明が必要という認識で出席委員の総意となった。

第 2 号議案 競技会ドレスコードガイドラインについて

昨年承認された競技会ドレスコードガイドラインに掲載されている迷彩柄の禁止について、現場からコスチュームチェックで混乱が生まれるという声が上がっていた件に関して意見交換がされた。陪席の JPA 松谷事務局長より説明が行われた。承認に関しては IPF のルールを踏襲しつつ各国独自文化を反映させており、例えば日本ではセコンドはスリッパの禁止やボロボロのズボンが禁止などに関して決定した。その中で他国においても迷彩柄が軍をイメージすることから禁止されていることを鑑み、日本でも迷彩柄を禁止する運びとなった。またドレスコードガイドラインは全国大会のみのガイドラインであるため地方大会、国際大会はそれぞれの主管ルールに準ずることが説明された。また令和 6 年度は移行期間として着用が許され、正式には令和 7 年度から運用されることが説明された。この件に関しては JPA 技術委員から正式発表をしていただく要望を出すこととなった。

第 3 号議案 全日本選手権の女子のグループ分けとロット番号について

全国大会の女子選手においては軽量級と重量級が同一グループで運営されることがあるが、ロット番号に関して軽量級の選手の方が大きい場合、検量は後になるが試合での試技は軽量級で軽い試技となるため早い順番で回ってくるため特にエクイップで着替えが必要な場合困るという意見が現場から出ていることに関して意見交換がなされた。意見交換の結果、技術委員会へ要望を出すこととなった。

第 4 号議案 審判資格取得保持者への服の提供、購入補助、レンタルの検討

審判資格を取得しても実際に審判として大会のエントリーする際は審判規定の服装が必要だが、学生などでブレザーなど持っていない者にとっては出費が大きくエントリーしにくいという声が上がっていることに関して意見交換が行われた。意見交換の末、審判に従事する際の服装購入費に関して学生だけでも JPA から半額補助などしてもらえたらしいこととなった。

その他の現場からの意見として下記が上がった。

- ・コーチ 1 の資格取得に関しては学生だけでも緩くしてほしい。
- ・既にかなりの費用をかけてコーチ 1 を取得した方に対する補償として県協会で半額補助をする予定の県があることと、そもそも県協会のない県もある。

以上をもって、電話会議システム等を用いた本委員会は、終始異状なく全議案の審議及び報告を終了したので、議長は 2 時に閉会を宣言した。

令和 7 年 1 月 28 日 公益社団法人日本パワーリフティング協会アスリート委員会

(議長) 委員長 阿久津 貴史

(委員) 久保匡平